

令和5年度 事業計画

労働条件の確保・改善対策については、働き方改革関連法が順次施行されている中、滋賀労働局等と連携して、働き方改革全般についての情報発信を行うことにより、「働き方改革」を進める企業の取組を支援します。また、依然深刻な過重労働、メンタルヘルス対策や外国人技能実習生を雇用する事業場における適正な労働条件を確保するため、関係法令等の広報・啓発等を行います。

労働者の安全と健康については、第14次労働災害防止推進計画の初年であることから、計画の周知を重点とし、別紙のとおり年間目標を掲げ、全国安全週間、全国労働衛生週間、滋賀地方安全衛生大会、滋賀県産業安全の日、年末年始無災害運動等を通じて、広報・啓発に努めます。また、労働安全衛生法の新たな化学物質規制を受け、法改正等の周知を行うとともに、必要となる作業主任者、資格者等の需要を踏まえた、技能講習、教育等を実施します。

講習等の開催にあたっては感染症防止対策を遵守し、公益法人制度の趣旨に沿って、質の高い講習や教育を行い、事業場や労働者から信頼される法人として各種事業を推進し、併せて、公益法人として適正かつ効率的な事業運営に努めます。

I. 適正な労働条件の確保対策

1. 「働き方改革」の実現に向けた取り組み 【公益事業】

テレワークの推進、同一労働同一賃金、年次有給休暇の取得促進、仕事と生活の調和等をはじめとした「働き方改革」の実現に向け、広報・啓発等を行います。

2. 外国人技能実習制度関係者養成講習の開催 【公益事業】

平成29年11月に施行された技能実習法（「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」）に基づき、技能実習の適正な実施を図るため、管理団体及び実習実施者の関係者を対象とする講習を開催します。

技能実習責任者講習 7月7日（金）

技能実習指導員講習 7月10日（月）

生活指導員講習 7月11日（火）

3. 最低賃金の周知 【公益事業】

滋賀県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金については、機会をとらえて広報・啓発を行います。

Ⅱ. 労働者の安全と健康の確保対策

1. 第14次労働災害防止推進計画の推進 【公益事業】

滋賀労働局が策定した「第14次労働災害防止推進計画」について、初年であることから、労働行政、労働災害防止団体等と連携して、4つの事故の型（転倒、腰痛等、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ）を重点対策とし、労働災害防止活動に積極的に参加・協力します。

2. リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進 【公益事業】

事業場における危険性又は有害性の調査とリスクの低減を図るリスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進を図ります。

3. 滋賀地方安全衛生大会の開催 【公益事業】

滋賀労働局の主唱により、労働災害防止団体等及び関係事業者等と連携し、滋賀地方安全衛生大会を開催します。

10月6日（金） 栗東芸術文化会館さくら（大津支部担当）

4. 「滋賀県産業安全の日」（11月15日）の取り組み 【公益事業】

滋賀労働局及び労働災害防止団体等と連携して、「滋賀県産業安全の日」の広報・啓発を行い、無災害運動や安全パトロール等の行事に参加・協力します。

5. 全国安全週間、全国労働衛生週間、全国産業安全衛生大会、年末年始無災害運動及び安全衛生教育促進運動の普及・啓発 【公益事業・収益事業】

中央労働災害防止協会が主唱・主催する取り組みに積極的に協力し、説明会の開催、用品のあっせん等を通じて安全衛生意識の高揚を図ります。

全国安全週間 7月1日～7日

全国労働衛生週間 10月1日～7日

第82回全国産業安全衛生大会 9月27日～29日（愛知県）

年末年始無災害運動 12月1日～1月15日

安全衛生教育促進運動 12月1日～4月30日

6. 中小規模事業場安全衛生相談事業の実施 【公益事業】

中央労働災害防止協会からの委託を受け、中小規模事業場の安全衛生水準の向上に寄与するため、安全衛生に関する個別相談に応じます。

7. 安全衛生活動に係る協会長表彰の実施 【共益事業】

8. 中小企業無災害記録証授与制度の周知・広報 【公益事業】

中央労働災害防止協会が実施する中小企業無災害記録証授与制度の周知を行うとともに、積極的な申請を働きかけます。

9. 安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者（製造業等）の推薦 【公益事業】

厚生労働省が実施する安全優良職長の厚生労働大臣顕彰について、周知を行うとともに、積極的な応募を働きかけ、応募者の推薦を行います。

10. ゼロ災運動の普及促進 【公益事業】

11. 過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策の周知・広報

【公益事業】

Ⅲ. 技能講習・安全衛生教育等（本部）

1. 技能講習 【公益事業】

講習名	回数	実施月												定員
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
ガス溶接	6		●		●		●		●		●		●	340
フォークリフト運転	13	●	● 3	●	●		● 2	● 2	●		●	●		520
プレス機械作業主任者	2		●							●				150
乾燥設備作業主任者	3					●			●				●	225
特化物・四アルキル鉛等作業主任者	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	900
酸欠・硫化水素危険作業主任者	6	●			●		●		●		●	●		450
有機溶剤作業主任者	11	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	825
石綿作業主任者	5	●		●				●		●	●			375
合計	58	5	7	4	5	3	6	5	6	4	5	4	4	3,785

2. 特別教育 【公益事業】

業務名	回数	実施月												定員
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
アーク溶接等	11	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	340
機械研削といし	1			●										60
粉じん作業	1					●								75
産業用ロボット（教示）	4		●		●		●					●		305
合計	17	1	2	2	2	1	2	1	1	1	1	2	1	780

3. その他の教育【公益事業】

講習名	回数	実施月												定員
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
安全管理者選任時	4	●			●				●			●		300
職長・安全衛生責任者	4		●					●	●				●	300
フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	4			●		●				●		●		300
局排点検者養成講習	1									●				50
ゼロ災リーダー研修	4			●			●		●			●		144
衛生管理者受験準備	3			● 2							●			225
建築物石綿含有建材調査者講習	6	●		●		●		●		●		●		450
化学物質管理者選任	2		●			●								150
合 計	28	2	2	5	1	3	1	2	3	3	1	4	1	1,919

IV. 支部事業の推進

各支部においては、会員事業場の意見・要望を踏まえて、労働者の安全と健康確保及び労働条件の確保改善を図るための事業を推進します。

1. 特別教育【公益事業】

業務名	大 津		彦根・長浜		東近江		合 計	
	回数	定員	回数	定員	回数	定員	回数	定員
フルハーネス型墜落制止用器具	2	120	1	60	7	420	10	600
自由研削用といし	2	80	2	120	1	70	5	270
動力プレス金型取替			1	45			1	45
低圧電気(開閉器)	2	120	2	144	3	240	7	504
合 計	6	320	6	369	11	730	23	1,419

2. 能力向上教育・その他の教育 【公益事業】

教育名等	大 津		彦根・長浜		東近江		合 計	
	回数	定員	回数	定員	回数	定員	回数	定員
有機溶剤作業主任者能力向上教育	1	80					1	80
職長能力向上教育			1	50			1	50
安全衛生推進者養成講習	2	160	1	80	1	70	4	310
新入者安衛教育	1	140	2	160	2	180	5	480
職長教育	2	120	4	256	5	350	11	726
リスクアセスメント講習	1	80	1	80	1	70	3	230
合 計	7	580	9	626	9	670	25	1,876

3. 説明会 【公益事業】

業務名	大 津		彦根・長浜		東近江		合 計	
	回数	定員	回数	定員	回数	定員	回数	定員
安全週間説明会	1	140	1	180	1	200	3	520
衛生週間説明会	1	140	1	180	1	200	3	520
労務部会研修会	1	80					1	80
年末年始無災害運動説明会			1	180			1	180
労務管理実務研修会					1	120	1	120
合 計	3	360	3	540	3	520	9	1,420

4. 労務管理・安全衛生管理に関する図書用品等のあっせん 【収益事業】

5. 優良事業場見学会・安全パトロール等の実施 【共益事業】

6. 無災害記録証の授与 【共益事業】

7. 会員相互の連携に関する事業 【共益事業】

V. 滋賀地区出張特別試験の実施 【公益事業】

試験日 10月20日（金）・21日（土）（予定）

会場 ピアザ淡海、コラボしが21、笹川ビル

担当する試験 第1種・第2種衛生管理者、潜水土

VI. 第82回全国産業安全衛生大会の参加勧奨 【公益事業】

9月27日（水）から29日（金）まで、愛知県で開催される第82回全国産業安全衛生大会への積極的な参加を呼びかけます。

参加目標：80名

VII. 広報等 【公益事業】

1. 機関誌「滋賀労基」を発行し、滋賀労働局の広報資料など会員事業場にとって有用な情報を提供します。
2. 当協会が実施する事業や行事及び関連する情報を、ホームページで広く県民に広報します。

VIII. 関係団体との連携等

1. 滋賀労働局・各労働基準監督署からの指導・援助を受けながら、各種事業を推進します。
2. 中央労働災害防止協会との連携を図り、安全衛生に関する各種事業に積極的に取り組みます。
3. 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会滋賀県支部として、労務管理等に関する各種事業を実施します。
4. 労働災害防止団体等及び産業保健関係団体との連携を図ります。

令和5年度
労働災害防止に関する年間目標

目標、実績	・製造業における年間死亡者数を「0」とする。 平成30年：2 令和元年：4 2年：5 3年：5 4年：3 ・4つの事故の型による労働災害（休業4日以上）を前年より減少させる。 「転倒」 令和3年345 令和4年427 「腰痛等」 令和3年233 令和4年225 「墜落・転落」 令和3年223 令和4年209 「はさまれ・巻き込まれ」 令和3年205 令和4年184
重点的に推進する事業場の取組と指標（重点とする理由）	・「滋賀県産業安全の日無災害運動」へ参加する。 指標：参加事業場600以上 理由：この無災害運動は、事業場における自主的な安全衛生管理活動の活性化に有効であり、年末年始無災害運動につなげることによって、安全衛生意識の高揚を図り、無災害への機運を高めることになる。第14次労働災害防止推進計画中に1,000事業場を超えることを目指して、初年に600事業場以上の参加を目標とする。
団体が推進する事項（事業場の重点取組関係）	・滋賀労働局が行う、第14次労働災害防止推進計画の初年の取り組みについて、広報誌、ホームページ等を活用し、積極的に広報して事業場の安全衛生意識の高揚を図る。 ・年度の早い段階から「滋賀県産業安全の日」の広報を行い、経営トップの認知度を高め、無災害運動への参加機運を高める。